

新旧対照表

【税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて（令和3年7月1日財関第525号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて</p> <p>（省略）</p> <p>税関の検査指定（関基67-1-8の(2)に定める検査指定をいう。）を受けた検査扱い貨物について、輸出申告者（積戻し申告者を含む。以下同じ。）が輸出申告（積戻し申告を含む。以下同じ。）時の蔵置場所に戻すことなく、直接、積込港まで運送して航空機に積み込むことを希望するときは、その旨を検査指定票に記載させ、次のイからハまでの実施を確保することを条件として、<u>関基34-1</u>の(2)のロ又は関基67-1-8の(4)のロにかかわらず、税関検査場から積込港への運送を認めて差し支えない。その際、検査担当職員は必要に応じて検査扱い貨物に施封することとする。</p> <p>（省略）</p>	<p>税関検査場における検査及び貨物確認後の輸出航空貨物等の取扱いについて</p> <p>（同左）</p> <p>税関の検査指定（関基67-1-8の(2)に定める検査指定をいう。）を受けた検査扱い貨物について、輸出申告者（積戻し申告者を含む。以下同じ。）が輸出申告（積戻し申告を含む。以下同じ。）時の蔵置場所に戻すことなく、直接、積込港まで運送して航空機に積み込むことを希望するときは、その旨を検査指定票に記載させ、次のイからハまでの実施を確保することを条件として、<u>関基34の2-1</u>の(2)のロ又は関基67-1-8の(4)のロにかかわらず、税関検査場から積込港への運送を認めて差し支えない。その際、検査担当職員は必要に応じて検査扱い貨物に施封することとする。</p> <p>（同左）</p>